

2023
11月18日
水

BCP個別相談会

～ 介護事業者のBCP策定が必須に～

2024年4月から義務化！
お急ぎください！

参加無料

〈主催〉静岡県、一般社団法人 静岡県中小企業診断士協会、浜松商工会議所

介護事業者のBCP義務化とは？

厚生労働省による「令和3年度介護報酬改定」では、介護事業者に対し、BCPの策定・研修・訓練などが義務化されました。

BCP策定の義務化には、2024年3月31日までの経過措置が設けられています。現在、BCPが未策定の介護事業者は、上記期日までに策定が必要です。

そこで当所では、BCPの策定支援を目的とした「BCP個別相談会」を開催します。BCPに関するどんな内容でも対応可能です。ぜひ、ご参加ください。



「令和3年度介護報酬改定」の
詳細はコチラ

■ BCP (事業継続計画) とは Business Continuity Plan

不測の災害や事故などが発生した場合でも、事業を早期に復旧させ企業の継続を図るために策定しておく計画のことです。

日時

2023年1月18日(水)
10:00～16:00の間で1社50分程度

会場

浜松商工会議所 1階 101会議室
※車でお越しの方は、会館西側立体駐車場をご利用ください(有料)

開催方法

対面相談
※新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン相談となる可能性があります

定員

10事業者(申込先着順)
※対応可能業種:介護事業、製造業、小売業、サービス業、飲食業、観光業

相談員

一般社団法人
静岡県中小企業診断士協会
専門家

申込方法

本申込書をご提出いただいた後、当所よりヒアリングシートを送付いたしますので、ご記入いただき、ご返信ください。
※ヒアリングシートを基に相談時刻を調整します



マスク着用



入室前の消毒



入室前の検温

※中止の際は、参加者に別途、連絡いたします

参加特典

本相談会以降、
相談員による個別支援(オンライン)を
追加で受けられます！

※ただし、対応枠に限りがあります

介護事業者以外も参加可能!

本相談会は、介護事業者だけでなく、製造業・小売業・サービス業など、他業種の事業者にもご参加いただけます！
BCPや事業継続力強化計画の策定にご活用ください。

このような方にオススメ

- BCPって何？
- BCPを策定したい、ブラッシュアップしたい
- BCPは何を見て策定すれば良いの？
- なぜ介護事業者はBCP策定が義務化されるの？

申込書

FAXまたはホームページにてお申し込みください。 FAX 053-452-6685

※番号をお確かめください。



事業所名	(業種)	TEL	※当日連絡がとれる番号をご記入ください
所在地	〒	FAX	
参加者名	(役職)	E-mail	※必ずご記入ください
参加者名	(役職)	E-mail	※必ずご記入ください

※ご記入いただいた内容は、当事業の参加者把握に利用するほか、事務連絡や関連事業の情報提供のために使用することはありますが、第三者に公開するものではありません

申し込み
問い合わせ

浜松商工会議所 経営支援課

TEL:053-452-1115 FAX:053-452-6685 E-mail:keiei@hamamatsu-cci.or.jp
URL:https://www.hamamatsu-cci.or.jp/events/show/1554